

市立学校の保護者の皆様

川崎市教育委員会

児童生徒の健全育成のための学校警察連携制度の運用についてのお知らせ

教育委員会では児童生徒の健全育成の一層の充実を目指し、神奈川県警察と「相互連携に係る協定」を結びました。この協定に基づき、平成27年11月1日から学校警察連携制度の運用を開始いたしました。

この制度は、児童生徒を「犯罪被害から守ること」や「非行防止」「非行からの立ち直り支援」のために、各学校及び教育委員会と警察とが児童生徒に関する情報を共有し、連携して児童生徒への支援や指導を行うものです。

児童生徒が抱えている課題について、警察と連携することにより、解決につながると判断した場合に、児童生徒の氏名や課題の概要等の情報を共有し、学校、家庭と警察が協力して児童生徒への支援・指導体制の充実を図り、課題の解決へとつなげていきます。

教育委員会では引き続き、各学校における児童生徒の健全育成の充実に努めてまいります。保護者の皆様におかれましては、本制度へのご理解とご協力をお願い申しあげます。

児童生徒の健全育成に向けた学校警察連携制度のイメージ

児童生徒

継続的な支援・指導

被害防止、非行防止、立ち直り支援に向けた連携

専門的な支援・指導

学 校

警 察

学校が情報提供する例

- 児童生徒が犯罪の被害に遭うおそれがある場合
- 学校が保護者と連携して、繰り返し指導や支援を重ねても児童生徒の非行行為等に改善が見込まれない場合
- 携帯電話やスマートフォン、インターネット等を使ってのトラブルで家庭や学校だけでは解決が困難な場合 等

警察から情報提供される例

- 児童生徒が犯罪の被害に遭うおそれがある場合
- 犯罪や不良行為が他の児童生徒に影響を及ぼすおそれがある場合
- 児童生徒が逮捕及び身柄通告された場合
- 携帯電話やスマートフォン、インターネット等を使ってのトラブルで家庭や学校だけでは解決が困難な場合 等